

タイトル：パラオ共和国アングウル州憲法で「日本語」が公用語の一つとされた事情

タイトル（英文）：The context in which “the Japanese” became an official language in “Angaur no Kempo” (Constitution of the State of Angaur (1982)), Republic of Palau.

発表者氏名：山上 博信

所属：名古屋管理職ユニオン執行委員長

発表者氏名（英文）：Yamagami Hironobu

所属（英文）：President of Nagoya Managers’ Union

キーワード パラオ，アングウル州，公用語，南洋庁，燐鉱，日本語

一・はじめに

室戸岬の南方約 3000 キロに位置するパラオ共和国(首都：マルキョク(Melekeok))は、9つの有人島に人口約 2 万人の極小国である。

パラオ諸島は、旧南洋群島の一地域、第一次世界大戦後に国際連盟委任統治領としてわが国が南洋庁を開き比較的平穩に統治していた。同地には沖縄県や八丈島を中心に多数の邦人が移民した。パラオでは、残留した日系パラオ人が多数居住し、今も日常生活に日本語が深く浸透しており、親日的な市民が多い。

同国は、1981年に憲法の発布され自治政府が成立、1994年国際連合信託統治領から独立した。

同国には、現在 16 州あるが、アングウル (Angaur) 島をその領域とするアングウル州憲法 12 条 1 項後段には、公用語につき、「Palauan, English and Japanese shall be the official languages.」なる規定が置かれている。

わが国憲法に公用語を日本語とする規定はなく、同州憲法で公用語の一つに日本語を定めた事情は大変興味深い。

しかしながら、アングウルの公用語に日本語を定めているか否かという議論は、日本国内のみならずパラオ国内でもにぎやかである。

そこで、現地に赴き現行法を確認し、立法過程を検証しようと考え、昨年からの調査を始めたので、この報告では調査の内容と考察の過程を報告し、ご指導を受けんとするものである。

二・日本語を公用語とすること

1・日本法

わが国の憲法に公用語を日本語とする規定はなく、総務省行政管理局の運営する「法令データ提供システム」の「法令用語検索」と題するホームページで「日本語」を検索すると検索結果として 130 の法令が抽出された (2012 年 10 月 29 日現在)。

類別すれば、

- (1) 手続や職務において日本語の使用を強いる規定 (裁判所法 74 条、公証人法 27 条)、
- (2) わが国社会が概ね日本語により意思疎通がなされており、日本語を解しない者に対する援助の施策を講じることを定める規定 (中国残留邦人帰国促進及び永住帰国後自立支援法 8 条、北朝鮮拉致被害者等支援法律 6 条、津波対策推進法 9 条 3 項)、
- (3) わが国の文化の中心に日本語があることを明らかにしている規定 (文字・活字文化振興法 9 条)

などがある。

2・外国法

報告者は、パラオ共和国最高裁判所附属図書館において、パラオ近隣諸国 (北マリアナ諸島米国自治連邦区、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国) の法令集により各地域に日本語を公用語とする規定の有無を確認したが、アングウル州のような日本語を公用語とする規定は、限られた時間では十分見出せなかった。

三・アングウル州憲法制定過程の調査

1・アングウル島について

アングウル島には燐鉱石が豊富にあったことから、第一次大戦前ドイツにより採掘が開始された。わが国の南洋委任統治により、同島が玉砕するまでの間、日本人のみならず、共通語を日本語とする南洋群島各地から労働者が多数集まり大規模な採掘事業が行われた。

敗戦後、南洋群島の邦人移民は全員引き揚げたが、連合軍総司令部 (以下、「SCAP」

と言う。)により、燐鉱開発株式会社(英文略称「PMC;Phosphate Mining Company,パラオでは「リンゴー」)が設立され、日本人により1956年まで採掘された。SCAPは、警察予備隊が設立される前の日本警察隊に対しても派遣警備を命じている。

アンガウル島民は、戦後も永らく日本人(特に「返還前の小笠原島人」と交流したと言える。

2・2011年3月の調査(共同調査)

アンガウル州の公用語に日本語が定められているという点については、わが国において疑義が述べられているのと同様、パラオにおいても疑義が述べられている事実があった。

これは、パラオ共和国憲法で公用語をパラオ語と英語としていること、アンガウル州の人口がわずか188人(2000年国勢調査)という少なさに原因があるからであろう。

3・2011年9月の調査(共同調査)

パラオ共和国最高裁判所附属図書館の法令集で現行アンガウル州憲法を確認し、12条に日本語が公用語のひとつとして定められている事実を確認した。

4・2012年10月の調査(単独調査)

アンガウル州政府で憲法制定過程の調査を行おうとしたが、同州政府庁舎の火災により、憲法制定に関する議事録は灰燼に帰した事実には愕然としたが、気を取り直し、アンガウル島現地訪問調査を行った(海況により不奏功)、また、最高裁判所所蔵の憲法には、末尾に憲法制定議会(The Angaur Constitutional Drafting Commission)の議員らの署名録があったことから、各氏を訪問し、聴き取り調査を試みた。

幸いにも、訪問順に法務顧問だった(Legislative Counsel)のカルロス・ヒロシ・サリー弁護士(Carlos Hiroshi Sali), 三席だった故アウグスト・ナルオ氏(Augusto Naruo, Floor Leader)の妻ヒトミ(Hitomi Naruo)さん、議員だったビクトリオ・エルベラウ氏(Victorio Ucherbelau, Delegate, 現大統領法務顧問)、議員だったマティアス・アキタヤ氏(Matias T. Akitaya, Delegate), 都合がつかず電話で議長だったアンドレス・エルベラウ氏(Andres Ucherbelau, President)にそれぞれインタビューすることができた。

ある者は流暢な日本語で、ある者はたどたどしいもしくは流暢な英語でインタビューに応じていただいた。

インタビューで議員選定の事情、立法に要した時間、日本語を公用語とした事情など実に興味深い内容を生き生きと聞くことができた。

四・考察と今後の課題

1・日本語を公用語とするもしくは用いるとする規定の洗い出し

そもそも、日本法もしくは外国法において日本語に関する規定はいくつあるのか洗い出すことが必要であり、もし外国に規定があれば、立法に至る背景を確認する必要がある。

2・アンガウル人と邦人の交流について調査する必要性

アンガウル州では、戦後も邦人、特に「返還前の小笠原島人」との交流があった事情を詳らかにする必要がある。

3・アンガウル州憲法制定過程の調査の続行

アンガウル州憲法制定議会議事録がないことから、すでに高齢となった議員および関与者への聴き取り、間接証拠を洗い出す必要がある。

4・アンガウル州憲法とパラオ共和国憲法の整合性について

パラオ共和国憲法の公用語規定(パラオ語・英語)とアンガウル州憲法の規定(パラオ語・英語・日本語)の整合性について、現地判例やパラオ共和国憲法制定議会議事録(公文書館による認証済み議事録の所在確認済み)等で調査する必要がある。

5・そもそも「日本語」とはなにか?

わが国を含め一定の国・地域において使用される「日本語」とは、法的にどのように定義したらいいのだろうか?総合的に研究する必要がある。